

☆情緒障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点及び一例



情緒障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、情緒障がいのある子どもの教育にお  
ける合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されて  
います。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①－１ 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

例)  社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。

①-1-2 学習内容の変更・調整

例)  心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等によ  
り学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着  
に配慮する。

①－２ 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

例)  場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることか  
ら、緊張や不安を緩和させるように配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保

例)  治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

\*情緒障がいのある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心  
や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

例)  カウンセリング的対応  
 医師の診断を踏まえた対応 等

①

教育内容・方法

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものでは  
ありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しく  
は、第Ⅲ章 2 「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

② 支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

\* 障がいの特性について理解を深められるようにする。

- 例)  情緒障がいを中心に理解した専門家からの支援
- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を活用

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

\* 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分では場合があること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

- 例)  情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

③ 施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

- 例)  安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 例)  衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境の整備をする。
- 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

\* 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第三章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。